

# みよし市立緑丘小学校いじめ防止基本方針

平成28年4月

## 1 いじめの防止について基本的な考え方

本校においても、いじめと思われる報告はあり、児童・担任・保護者から報告されるその内容からは心に傷を負った子どもたちの姿が見えてくる。われわれ教職員は、いじめの実態をとらえ、保護者と連携を図りながら、いじめに対する共通認識をもった一つのチームとして、早期解決を図らなければならない。

まず全ての教職員が、「いじめははどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組むことを共通理解したい。

その未然防止の基本となるのは、児童が、周りの友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや学級づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や教育相談、児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

上記の考え方を全職員がしっかりと認識し、本校の教育目標「心身ともに健康で、人とのかわり合いを大切にし、社会人としての基礎的・基本的な行動のできる児童の育成」実現のもと、「いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめの防止対策組織とその役割

いじめへの対応は校長を中心に全職員が一致協力体制を確立することが重要である。そのために、毎週月曜日に「生徒指導にかかわる情報交換」の時間を設け、各学年から気になる児童について報告をする。そのなかで、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むのではなく、全職員で情報を共有し、組織的に対応する。また、「いじめ・不登校・生徒指導対策委員会」（校長、教頭、教務・校務主任、学年主任、生徒指導担当者、養護教諭等で構成）では、対応の詳細を協議し、事後の報告を受けるなどして、再発防止に向けた対策を検討する。必要に応じて子どもの相談員やスクールカウンセラーに相談する。

### (1) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り教職員の共通理解を図る。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修を行って周知を図り、平素から実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・校内外でのいじめに関する報告があった際には、朝の打ち合わせなど職員が集まる機会に情報を提供し、いじめへの問題意識を高める。

### (2) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・全校集会や道徳の授業、学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に広げ、児童の意識も高めていく。

- ・情報教育の時間を中心に、携帯電話やインターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発を行い、ネットいじめの予防を図る。また、PTA家庭教育学級等で携帯電話使用についての講座を開くなど、保護者への啓発も行う。

### (3) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、児童の状況を学校と保護者で共有し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行う。また、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その改善策を検討していく。

### (4) いじめに対する初期対応と措置

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。いじめられた側・いじめた側、それぞれの児童と保護者を誰がどのように関わるか、役割分担と情報共有を組織的に行う。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行うとともに、保護者への連絡も行う。

## 3 いじめ防止等に関する具体的な取組

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。異学年等の交流を通じ、立場が変わるなかで相手の気持ちを考えて行動をする経験をし、自己有用感や自ら進んで他者とかかわろうとする意欲などを培う取組を行う。

### (1) いじめの未然防止の取組

#### ア 一人ひとりが安心して生活できる学級づくり

児童の生活の基盤となる学級が、互いを認め合い、一人ひとりを大切にす、安心して過ごせる場となるように、学級経営・学年経営に努める。

#### イ 道徳教育・人権教育の推進

全教育活動を通じた道徳教育・人権教育の推進を図り、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。また、「いじめ」の本質や構造を理解させるよう努める。

#### ウ 自分の持ち味を発揮し活躍できる場の設定

児童の自発的な活動を支える場となる委員会活動や、学級活動の充実を図ることで、自己肯定感を育むよう努める。

#### エ 人とつながる喜びを味わう体験活動の充実

様々な学校行事や児童会活動を通して、友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、「たてわり活動」を中心に、異学年交流の機会を通して、児童の縦のつながりを深め、「思いやり」の気持ちを育成する。

#### オ 情報モラル教育の推進

児童が、携帯電話（LINE 等）やネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

## (2) いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

### ア 相談しやすい環境づくりの推進

教職員と児童との温かい人間関係づくりに努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。加えて、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。また、相談室前の相談箱の存在を児童に周知し、子どもの相談員と連携を図りながら、児童が一人で悩みをかかえ込まないよう配慮する。

### イ 授業や児童の記録等からの人間関係の把握

授業中の発言や周囲の反応、グループ活動での児童のやりとり、休み時間の児童の様子や児童との会話、連絡帳や日記の記述など、児童や保護者からの小さなサインを見逃さないように努める。

### ウ アンケート、教育相談の実施

いじめアンケート（年2回）や教育相談（年2回）を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。（教育相談・チャンス相談）

### エ 外部機関の紹介

いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、校外に対しても児童が相談しやすい環境を整える。

## (3) いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### ア 指導体制、事実確認、方針決定

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学年と「いじめ・不登校・生徒指導対策委員会」に直ちに情報を共有し、委員会を中心に組織的に対応する。そこで対応策を検討・決定した後、職員で共有化を図り、対応を進める。

### イ 被害児童への指導・支援

被害児童を守り通すという姿勢で対応する。被害児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、被害児童の安全を確保する。あわせて、被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害児童に寄り添い支える体制をつくる。

被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

#### ウ 加害児童への指導・支援

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。その際、教師は決めつけて話を聞くのではなく、事実を一つずつ確認し、いじめられた側の話と併せて事実を明らかにしていくよう、努める。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

#### エ いじめが起きた集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

#### オ 学校と関係機関との連携

教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

#### カ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる（プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる）。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年2回（教育相談に合わせて）実施し、いじめ・不登校・生徒指導対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

#### 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画したり、いじめに関する話題があがったときは情報交換や打ち合わせなどの時間で情報提供し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
  - ・事前には、生徒指導主任によるいじめ防止の啓発を行う。
  - ・事後には、学級担任が児童の様子をよく観察し、早期発見に努める。